

平成23年度崇化館地域 わくわく事業 第2次募集

わくわく事業は、住みよい地域を築いていくためのまちづくり活動を支援する補助金制度です。

実施団体募集!!

募 集 期 間

平成23年6月1日（水）～7月1日（金）

わくわく事業ってなに？

わくわく事業は、地域課題の解決や、住みやすい地域づくりに向け、住民が主体となって取り組む事業に対して補助金を交付する仕組みです。

応募できる団体は？

原則として5人以上の団体
※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする団体は
応募できません。

わくわく事業実施の流れ

	内 容	期 間	備 考
1	わくわく事業募集	6月1日～7月1日	
2	公開審査会（プレゼンテーション審査）	7月19日（火）午後6時30分～	
3	事業決定通知	7月下旬	団体に通知
4	事業実施	決定通知以降から開始	発表会で活動報告
5	補助金の交付	事業完了後（概算払い制度あり）	
6	成果発表会	2月末予定	

どんな活動が対象になるの？



番号	活動分野	活動事例
1	保健、医療、又は福祉の推進を図る活動	高齢者の居場所づくり
2	地域の伝統・文化・郷土芸能・スポーツの振興を図る活動	マレットゴルフ場づくり、ウォーキングマップの作成
3	安全・安心な地域づくりを推進するための事業	子どもの見守り活動、わんわんパトロール活動
4	地域の生活環境の改善、景観づくり、自然環境保全を図る活動	駅前のクリーン活動、公園の景観整備、花壇づくり
5	子どもの健全育成を図る活動	子どもや保護者の居場所づくり、子育てマップづくり
6	地域の特性を生かした産業振興のための活動	
7	地域づくりへの助言等を受けるための活動	
8	その他個性豊かな住みやすい地域社会を構築するための活動	

※ 上記の活動事例は一部です。皆様の地域のため、人のためになる活動でこの地域に必要と思われる活動が対象になります。

補助限度額、申請の条件などについて

項目	申請条件、限度額など
同一内容の申請の取り扱い	同一内容の事業を申請する場合、3回目以降は事業成果を検証する書類の添付が必要
1団体への交付上限額	年間100万円
備品の取り扱い	備品の補助率は10分の9以内 (自治区関連の場合は、原則2分の1)
印刷製本の取り扱い	イベントのチラシなど無料の配布物の単価は100円未満とする
個人が着用する法被等の取り扱い	事業効果が団体や個人の受益にとどまる場合は、補助対象外
講師謝礼の補助上限額	1講師につき、1回10万円

※ 花いっぱい運動に関する申請を予定される団体の皆さんは従来の補助制度が再開されますので、公園課 (TEL 0565-34-6621) へお問い合わせください。

問い合わせ 市役所 社会部 地域支援課

〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所南庁舎4階

TEL 0565-34-6629 FAX 0565-35-4745 E-mail chiikishien@city.toyota.aichi.jp

わくわく事業申請書は、市役所地域支援課、崇化館交流館にあります。

また、豊田市のホームページ (<http://www.city.toyota.aichi.jp/>) から入手できます。